

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる資産(構築物、機械、器具、備品など)のことをいいます。償却資産の所有者は、資産の所在する市町村に毎年申告をしなければなりません。

償却資産の評価





償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価の方法は定率法で、算式は次のとおりです。

課税対象

次の要件を備えるもの

- ① 土地・家屋以外の事業に利用することができる資産
- ② 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③ 減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または、必要な経費として算入できるもの(耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満で一時に損金に算入するものおよび20万円未満で一括して3年間で償却を行うものを除く)
- ④ 自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

主な業種の償却資産の例

<p>農業</p> <p>ビニールハウス、加温機、ヒートポンプ、家畜用設備、サイロ、畦畔コンクリート、農業散布用ヘリコプター、器具、その他農業用機械など ※トラクターやコンバインなどの小型特殊自動車に該当するものは対象外</p> 	<p>理・美容業</p> <p>看板、洗面設備、理美容椅子、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線灯、湯沸器、はさみ、パーマ器、サインポールなど</p> 
<p>飲食業</p> <p>借店舗の内部造作、カウンター、テーブル、椅子、レジスター、看板、冷蔵庫、厨房設備、自動販売機、ネオン、サイン、カラオケなど</p> 	<p>不動産貸付業</p> <p>門扉、塀、緑化施設などの外構工事、駐車場舗装、受変電設備、中央監視制御装置、外灯など</p> 

税額の算定

評価額を課税標準額として、次の算式により税額を算定します。

課税標準額×税率(1.4%)
※償却資産についての課税標準額の合計が150万円に満たない場合は、償却資産に対する固定資産税は課税されません。

その他

町で把握している事業者の人には、12月下旬に申告書を送付します。平成27年中に新規に事業を開始された人は、本年中に取得された償却資産の全てを申告する必要があります。

家屋の新築・増築・取り壊しを行ったら税務課へ連絡を

◆新・増築した場合
住宅・店舗・車庫などの家屋を新・増築された人には、新たに固定資産税が課税されます。課税基礎となる評価額を算出するため家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。

◆解体した場合
家屋の一部または全部を解体した人は「家屋解体届」を提出してください。解体した建物については、翌年度から固定資産税が課税されなくなり、土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

なお、すでに法務局に家屋滅失の登記手続きをされた人は連絡不要です。

◆土地登記簿の地目と現況が違う場合は届け出を
土地については、法務局の登記簿の地目にかかわらず、毎年1月1日現在の状況により課税を行いますので、登記簿の地目と現況の地目が違う場合は、届け出を行ってください。

この届け出を怠りますと、実際は畑なのに、登記簿の地目が宅地であるため、宅地として課税されることがあります。

【お問い合わせ先】
税務課 資産税係
☎52・5853(直通)

予防接種費用を一部助成します

風しん抗体検査および予防接種のお知らせ

妊婦が妊娠の前半期(20週ごろまで)に風しんに感染すると、赤ちゃんが目や耳、心臓などに障がいをもつて生まれる可能性があります(先天性風しん症候群)。

妊娠・出産を考えている女性は事前に風しんの予防が大切です。風しん抗体検査および風しん予防接種に対し一部助成を行いますので、ご希望される人はお申し込みください。

熊本県風しん抗体検査事業

熊本県では無料で風しん抗体検査を行っており、検査(採血)で風しんに対する免疫(抗体)を持っているか調べることが出来ます。

- ◆対象
- ① 妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者
 - ② 風しんの抗体価が低い(HI抗体検査で16倍以下)妊婦

の配偶者などの同居者(抗体検査申し込みには、母子健康手帳のコピーなど抗体検査の結果が分かる書類が必要)

※過去に風しん抗体検査を受けたことがある人、風しんにかかったことがある人は対象外です。

◆実施期間 2月29日(月)まで

◆お申し込み先
八代保健所、健康福祉課または宮原振興局総務振興課

※詳しくは熊本県のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

八代保健所保健予防課
☎33・3229
http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_5738.html

大人の風しん予防接種

町では、風しんの抗体価が低い人に対して風しん予防接種費用の一部助成を行います。

◆希望される人は、事前に健康福祉課または宮原振興局でお手続きをお願いします。

◆対象

- ① 熊本県風しん抗体検査事業において、予防接種が必要と判断された人
- ② 妊娠を希望している女性で、過去の風しん抗体検査において、HI法で16倍以下またはEIA法で8・0倍未満の人(妊娠の経験がある人は妊娠中の抗体検査結果で確認できます)
- ◆対象の人には対象外となります。
- ◆定期の予防接種対象者(1歳～2歳未満児および保育園幼稚園の年長児)
- ◆妊娠中および妊娠している可能性のある女性
- ◆過去に風しん抗体検査を受けた後、風しんの予防接種を受けた人
- ◆風しんにかかったことがある人

◆実施場所
各医療機関(指定はありません)

- ◆実施期間 3月10日(木)まで
- ◆助成金額および接種回数
1人1回、6千円を上限に助成します(6千円を超えた分は自己負担)。
- ◆接種申込および請求先
健康福祉課または宮原振興局総務振興課
- ◆接種費用の請求書提出期限
3月10日(木)まで
- ◆注意事項
① この予防接種は「任意接種」で法律上の義務はありません。接種を希望する人に対して、接種費用の助成を行います。接種を受けるかどうかは、接種医とご相談の上、ご自身で判断をお願いします。
- ② 妊婦への接種はできません。女性が接種を希望する際は妊娠していないことを必ず確認してください。
- ③ 女性が接種した場合は、接種後2カ月は妊娠を避けてください。
- ④ 請求書などの必要書類は予防接種お申し込みの際に窓口でお渡しします。

【お問い合わせ先】

健康福祉課 保健予防係
☎52・5852(直通)